

平成 28 年度に実施する主な施策

1 ごみ処理関係

■家庭系ごみ

(1) ごみ減量化・資源化の普及啓発

①テレビ広報などを活用した情報発信

テレビ広報、広報誌、インターネット、コミュニティFMなどを活用し、ごみの排出・処理状況や費用などについて、定期的にわかりやすく情報発信を実施します。

②ごみ減量化・資源化推進イベントの開催

市内で開催されるイベントに合わせ、キャンペーンイベントを開催します。

例) カルチャーロード、大学祭など

③出前講座の実施

5つのメニューにより実施するほか、出前講座のPRについても実施します。

④マスコットキャラクターの活用

ごみの減量化・資源化を推進するため、マスコットキャラクターを製作し、子どもたちへの環境教育などに活用します。

(2) 生ごみの減量化

①3キリ運動の推進

市民が簡単に取り組むことができ、高い効果が見込める「食べキリ」、「使いキリ」、「水キリ」の3キリ運動を推進します。また、3キリ運動については、県の重点施策にも位置付けられていることから、連携した取組を行います。

②生ごみたい肥化の推進

ダンボールコンポストや生ごみ処理機の普及促進に取り組みます。

(3) 再生資源回収運動

引き続き、古紙類などの有用な資源を回収する町会やPTAなどの団体に報償金を支払い、回収量の増とコミュニティ活動の強化を図ります。

(4) 使用済小型家電リサイクルの強化

回収ボックスの設置場所を現状の11か所から増設し、回収を強化します。また、各種イベントでの回収のほか、新たな回収方法として、民間事業者を活用した回収システムを導入します。

(5) 衣類回収の強化

回収ボックスの設置場所を現状の5カ所から増設し、回収を強化します。また、各種イベントでの回収を実施します。

(6) 家庭ごみの有料化や高齢者や障がい者への収集支援策の検討

ごみの減量化・資源化に効果がある家庭ごみの有料化や高齢化社会などに配慮した収集システムの構築を検討します。

(7) ごみの組成分析調査（家庭系・事業系ごみ共通）

ごみの減量化・資源化施策の効果検証を行うとともに、今後の施策立案の基礎とするために一年を通して調査を実施します。また、調査結果は市のホームページ上で公表します。

■事業系ごみ

(1) ごみの減量化・資源化の普及啓発

①テレビ広報などを活用した情報発信

テレビ広報、広報誌、インターネット、コミュニティFMなどを活用し、ごみの排出・処理状況や処理にかかる費用などについて、定期的にわかりやすく情報発信を実施します。

②事業所訪問の実施

多量排出事業者を中心に事業所を訪問し、ごみの適正排出について確認・指導を実施します。また、事業者からの相談にも対応します。

③ごみ排出マニュアルの作成・配付

新たに事業者向けごみ排出マニュアルを作成・配付し、ごみの適正な排出を推進します。

(2) 処分手数料の適正化

平成28年4月より、弘前地区環境整備事務組合が管理・運営する弘前地区環境整備センター及び南部清掃工場での処分手数料が引き上げられることに伴い、事業系ごみにかかるごみ処理経費の内訳を周知するなど、更なるごみの減量化・資源化を呼び掛けます。

(3) リサイクル可能な古紙類・産業廃棄物の受入制限

平成28年4月より、弘前地区環境整備事務組合と協力し、リサイクル可能な古紙類の受入制限を実施します。実施に伴い、弘前地区環境整備センター及び南部清掃工場において、定期的な展開調査を実施するほか、リサイクル可能な古紙類の排出先として、県が進めている古紙類回収ネットワーク「オフィス町内会」への加入を推進します。また、産業廃棄物の受入制限については、事業者への周知や産業廃棄物の受入先確保など実施に向けた制度設計を行っていきます。

(4) 多量排出事業者による減量化計画作成

一定量以上のごみを排出する事業所に対する減量化計画作成指導の実施を検討します。

(5) エコストア・エコオフィス認定制度の活用

新たなインセンティブの付与などを検討し、認定事業者の拡大に努めます。

2 生活排水処理関係

(1) 合併浄化槽整備事業費補助金

下水道及び農業集落排水施設の処理区域外での生活排水の適正処理を推進するため、新たに合併処理浄化槽を設置する際に費用の一部を補助します。

(2) 住民に対する広報、啓発

生活雑排水対策の必要性や重要性について、広報誌などを活用し、定期的に啓発活動を実施します。

(3) し尿処理手数料見直しの検討

処理原価や他の自治体の動向を踏まえ、適正な料金設定を検討します。